

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋本人安第26号 生企第29号
生環第5号 サ 第60号
刑企第11号 捜一第12号
組対第31号 機捜第1号
令和7年3月3日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察人身安全関連事案対処体制設置要綱の一部改正について（例規）
人身安全関連事案への対処については、「秋田県警察人身安全関連事案対処体制設置要綱の一部改正について（例規）」（令和元年10月4日付け秋本少安第619号ほか。以下「旧例規」という。）により実施してきたところであるが、対処体制等の一部を改正し、令和7年3月7日から別添「秋田県警察人身安全関連事案対処体制設置要綱」のとおり運用することとしたので、引き続き迅速かつ的確な人身安全関連事案の対処に努められたい。
なお、旧例規は令和7年3月6日をもって廃止する。

この担当 人身安全対策課
ストーカー・配偶者暴力対策係(☎3102)

別添

秋田県警察人身安全関連事案対処体制設置要綱

第1 秋田県警察本部人身安全関連事案対処体制

1 設置

秋田県警察本部に、秋田県警察本部人身安全関連事案対処体制（以下「本部対処体制」という。）を設置する。

2 任務

本部対処体制は、人身安全関連事案に組織的かつ的確に対処し、県民の安全を守ることを任務とする。

3 構成

本部対処体制は、人身安全対策本部（以下「対策本部」という。）、プロジェクト司令部（以下「司令部」という。）及び人身安全対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）をもって構成し、別紙1に掲げる者をもって充てる。

(1) 対策本部

ア 設置

人身安全対策を統括するため、本部対処体制に対策本部を設置する。

イ 任務

対策本部は、人身安全対策に関する基本方針その他重要事項に係る意思決定を行うことを任務とする。

(2) 司令部

ア 設置

人身安全対策を効果的に行うため、本部対処体制に司令部を設置する。

イ 任務

司令部は、プロジェクトチームを指揮・監督するとともに、対策本部長及び対策副本部長が定めた基本方針に従い、人身安全対策に関する事務を総括することを任務とする。

(3) プロジェクトチーム

ア 設置

人身安全関連事案に迅速かつ的確に対処するため、プロジェクトチームを設置し、生活安全部人身安全対策課長をプロジェクトチームリーダーとする。

イ 任務

プロジェクトチームは、人身安全関連事案に係る警察署からの報告の一元的窓口となり、情報の集約・分析を行い、事案の危険性・切迫性について判断の上、司令部の指揮の下、行為者の検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関して、警察署に対する指導、助言及び支援を行うことを任務とする。

ウ 指名

プロジェクトチーム員については、毎年度、本部長が指名するものとする。

4 庶務

本部対処体制の庶務については、生活安全部人身安全対策課において行うものとする。

第2 警察署人身安全関連事案対処体制

1 設置

秋田県警察の各警察署に、警察署人身安全関連事案対処体制（以下「署対処体制」という。）を設置する。

2 任務

署対処体制は、通報・相談等で認知した全ての人身安全関連事案に対処し、加害行為者の検挙、警告・指導等の行政措置、被害者等の保護・避難等を行い、関係者の安全を確保することを任務とする。

3 構成

署対処体制に、プロジェクトチームを設置し、プロジェクトチームは、統括責任者（司令塔）、統括副責任者（副司令塔）、班長及び班員をもって構成し、別紙2に掲げる者をもって充てる。

(1) 統括責任者（司令塔）

ア 設置

警察署における人身安全対策を的確に遂行するため、プロジェクトチームに統括責任者（司令塔）を置く。

イ 任務

統括責任者（司令塔）は、警察署長が定めた基本方針に従い、人身安全関連事案対策に関する事務を総括するとともに、プロジェクトチームを指揮・監督することを任務とする。

(2) 統括副責任者（副司令塔）

ア 設置

警察署における人身安全対策を円滑に遂行するため、プロジェクトチームに統括副責任者（副司令塔）を置く。

イ 任務

統括副責任者（副司令塔）は、事案の概要を把握し、統括責任者及び本部対処体制への報告、捜査活動や保護措置に関する指導及び捜査員の派遣等の調整を図るとともに、プロジェクトチームの活動全般を指揮することを任務とする。また、当直勤務時間帯においては、当直員を指揮して初動対応に当たるとともに、統括責任者（司令塔）への報告及びプロジェクトチーム員の招集を行うものとする。

(3) 班長及び班員

ア 任務

班長及び班員は、統括責任者（司令塔）及び統括副責任者（副司令塔）からの指示に基づき、人身安全関連事案に関する情報の収集、行為者の検挙、被害者等の保護を行うことを任務とする。

イ 指名

警察署長は、毎年度、生活安全担当、少年担当、強行犯担当、組織犯罪対策担当その他統括責任者が必要と認める者の中から、あらかじめ班長及び班員を指名するものとする。

(4) その他

あらかじめ指名したプロジェクトチーム要員及び本部対処体制からの派遣員をもってしても事案対処上困難が認められる場合は、随時、統括責任者が警察署長の承認を得て警察署員の中から必要な人員を選定し、プロジェクトチームとともに活動させることができるものとする。